

学校法人文化学園 役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人文化学園の役員（以下「役員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この規程により役員が受ける給与は、次に掲げるものとする。

- (1) 本俸
- (2) 手当
- (3) 賞与
- (4) 役員加給

(給与の支給)

第3条 この規程に基づく給与は、本人の指定する銀行口座等に振込支払をするものとする。

(新たに任命された役員の本俸)

第4条 新たに任命された役員の本俸は、役員俸給表に定める俸給とする。ただし、上記によりがたいときは、当該役員が学識、経験等を勘案して評議員会の意見を聞き、理事会に諮り理事長が決定することとする。

(昇給の期日)

第5条 昇給は原則として、毎年4月1日に行う。

(昇給)

第6条 役員が受ける昇給は役員俸給表に定めるものとする。

- 2 役員が、現に受けている号俸を受けるに至った日から1年を良好な成績で勤務した場合は、その号俸から1号俸上位の号俸に昇給させることができる。
- 3 役員に就任した年度に、役員及び教職員としての勤務期間の合計が1年に満たない場合は、次年度の昇給は職員給与規程の第16条第2項第2号に準じる。

(手当)

第7条 役員の手当は職務手当、扶養家族手当、住宅手当、通勤手当とする。

- 2 職務手当は役員俸給表に定めるものとする。
- 3 扶養家族手当、住宅手当、通勤手当は職員給与規程を適用する。

(賞与)

第8条 役員の賞与は職員給与規程の第4章に準じる。

(役員加給)

第9条 役員加給は賞与支給時に職務手当の1.0を乗じた金額を夏季に、1.5以内を乗じた額を冬季に支給する。

(非常勤役員の給与)

第10条 非常勤役員の受ける給与は、次に掲げるものとする。

- (1) 職務手当
- (2) 役員加給

2 第1項各号の金額は勤務日数等を考慮し、理事会に諮り理事長が決定することとする。

(理事長、常任理事、常任監事、学長、学院長の給与)

第11条 理事長、常任理事、常任監事、学長、学院長の給与はその職務に応じた調整をすることができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日において役員が受けている給与は、別段の定めがない限り、この規程に基づく給与とみなす。

附 則

この規程は、平成17年1月5日から改定施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。
- 2 この規程の施行日において役員俸給表6号の本俸を超えている役員はその時の給与を維持し以後は停止級とする。

附 則

この規程は、2020年4月1日から改定施行する。

役員俸給表

理事の俸給表

号	本俸	職務手当
	定昇昇給額	
	15,000	5,000
1	650,000	200,000
1M	657,500	202,500
2	665,000	205,000
2M	672,500	207,500
3	680,000	210,000
3M	687,500	212,500
4	695,000	215,000
4M	702,500	217,500
5	710,000	220,000
5M	717,500	222,500
6	725,000	225,000

以下停止級

監事の俸給表

号	本俸	職務手当
	定昇昇給額	
	15,000	5,000
1	600,000	200,000
1M	607,500	202,500
2	615,000	205,000
2M	622,500	207,500
3	630,000	210,000
3M	637,500	212,500
4	645,000	215,000
4M	652,500	217,500
5	660,000	220,000
5M	667,500	222,500
6	675,000	225,000

以下停止級

非常勤役員の給与

非常勤理事

職務手当	300,000
------	---------

非常勤監事

職務手当	250,000
------	---------

学校法人文化学園 役員退職金規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人文化学園の役員が退任した場合の退職金支給に関する事項を定めることを目的とする。

(退職金の額)

第2条 退職金の額は、次の基準により算出する。

- (1) 理事長が退任した場合は、理事長在任期間1年につき報酬月額3カ月に在任年数を乗じて得た額とする。
- (2) 役付役員（常任理事、学長、学院長、校長、事業部門の局長等並びに常任監事）が退任した場合は、役付在任期間1年につき報酬月額2カ月に在任年数を乗じて得た額とする。
- (3) 常勤の理事及び監事が退任した場合は、在任期間1年につき報酬月額1カ月に在任年数を乗じて得た額とする。ただし、勤務の状態により、理事長が報酬月額1カ月から1.8カ月の範囲で決定することができる。
- (4) 非常勤の理事及び監事が退任した場合は、在任期間1年につき報酬月額1カ月に在任年数を乗じて得た額とする。ただし、勤務の状態により、理事長が報酬月額1カ月から1.5カ月の範囲で決定することができる。
- (5) 上記各号にいう報酬月額とは、当該退任役員が退任する時点で在任している同職位の役員報酬月額をいう。
- (6) 勤続年数に端数が生じた場合は、6カ月未満は切捨て、6カ月以上は切上げて計算する。

(功労金)

第3条 役員が退任したとき役員在任中特に功労があったと理事会もしくは理事長が認めた場合は、前条の退職金に加えて功労金を支給することができる。ただし、その額は、退職金総額の30パーセント以内とし、額の決定は、評議員会の意見を聞き理事会において行う。

(支払の期日)

第4条 この規程による金額の支払は、役員退任後1カ月以内に支払うものとする。

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 1 月 5 日から改定施行する。

学校法人文化学園 評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人文化学園の評議員の報酬等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学内評議員とは、学校法人文化学園（以下「学園」という。）の職員を兼務する評議員をいう。
- (2) 学外評議員とは、学内評議員以外の評議員をいう。
- (3) 報酬とは、第3条に定める職務手当及び第4条に定める会議出席手当をいう。
- (4) 費用とは、第5条に定める交通費及び第6条第2項に定める宿泊費をいう。

(職務手当)

第3条 全ての評議員に対し、年額120,000円の職務手当を支給する。

(会議出席手当)

第4条 学外評議員に対し、前条に定める手当に加え、会議等に出席した日数に応じ、次に掲げる会議出席手当を支給する。

- (1) 対面出席又はオンライン出席の場合 日額20,000円
- (2) 書面出席の場合 日額10,000円

(交通費)

第5条 学外評議員に対し、会議等への対面出席に伴う交通費について、予め学園と各学外評議員の間で取り決めた往復の経路にかかる交通費を、職員旅費規程別表(1)国内出張旅費支給額一覧表の通常業務出張A等級の規定を準用して支給する。

(宿泊)

第6条 学外評議員に対し、会議等への対面出席にあたって、宿泊が必要と理事長が判断した場合は、学園が宿泊場所を提供することができる。

2 前項の提供は、学外評議員自身による宿泊施設の手配に代えることができる。この場合は、当該学外評議員に対し、職員旅費規程別表(1)国内出張旅費支給額一覧表の通常業務出張A等級の規定を準用して宿泊費を支給する。

(支給の対象)

第7条 第4条から第6条の規定は、次の各号の会議等について適用する。

- (1) 評議員会
 - (2) 理事選任機関
 - (3) 理事長が必要と認める会議等
- 2 会議出席手当については、同日に複数の会議等に出席した場合であっても、第4条に定めた金額を支給するものとする。同日に開催される複数の会議等について、各会議の出欠の別や出席方法が異なる場合には、適用される規定のうち金額の高い方を支給する。

(支給の方法)

第8条 報酬及び費用は、次の各号の通り、支給する。ただし、支給日が日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日にあたる場合は、前日に支給する。

- (1) 職務手当 年額を12で除した額を、毎月25日に支給する。評議員が月の途中で就任又は退任した場合は、当月分の手当を全額支給する。
 - (2) 会議出席手当 毎月1日から末日までの会議等への出席日数に応じた手当を、翌月の25日に支給する。
 - (3) 交通費 毎月1日から末日までの会議等への対面出席のためにかかった交通費を、翌月の25日に支給する。
 - (4) 宿泊費 毎月1日から末日までの会議等への対面出席のために、学外評議員が第6条第2項に定める手配を行った日数に応じた宿泊費を、翌月の25日に支給する。
- 2 報酬は、第3条及び第4条に定める金額から、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 報酬及び費用は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会に諮り、理事会が定める。

附 則

この規程は、2025年度の定時評議員会終結の時から施行する。